

平成28年

行方市農業委員会

第11回総会会議録

(平成28年11月25日)

平成28年11月25日 行方市農業委員会第11回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第79号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第80号	農地法第4条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
議案第81号	農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定について
議案第82号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する送付意見決定について
議案第83号	買受適格証明書の発行及び落札後の農地法3条許可処分について
議案第84号	現況証明願について
議案第85号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第86号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第87号	平成29年度行方市農業施策に関する要望書について
報告第60号	農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について
報告第61号	制限除外の移動届の受理について
報告第62号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第63号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第64号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第65号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 小澤悦子	2番 谷田清子	3番 風間啓次
4番 飯田義彦	5番 根本正義	6番 小沼正二
7番 本澤政雄	8番 大久保正一	9番 郡司正彦
10番 椎名勇	12番 高塚利英	13番 根崎和枝
14番 方波見弘子	15番 原文夫	16番 高野好文
17番 鴨下威	18番 清水量	19番 赤塚誠人
21番 富田一	22番 横山司	23番 宮崎幹男
24番 山野貴司	25番 宮本鶴壽	26番 山口久喜
27番 田宮賢	28番 羽成正美	29番 金田秀雄
30番 栗又勝		

3 本日の欠席委員

11番 吉田正弘
20番 出久根孝

4 議事内容

事務局	(開会宣言)	午前 9時58分
	(資格審査報告)	
議長	資格審査報告、ただいまの出席委員は28名、欠席が2名でございます。定数に達しておりますので、本日の総会は成立することをご報告をいたします。	
	(会期の決定)	
議長	本日の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。	
全員	異議なし。	
議長	異議なしと認め、会期は本日1日といたします。	
	(会議録署名人の選出)	
議長	会議録署名人を議長において次のように指名をいたします。 1番小澤悦子委員 2番谷田清子委員をご指名をいたします。	
	(書記の選出)	
議長	総会書記を事務局の久保田補佐、野原係長を任命をいたします。	
	(議事日程報告)	
議長	議事日程は別紙日程表のとおりでございます。	
	(議案の審議)	
議長	それでは、議案の審議に入らせていただきます。	
	(議案第79号)	
議長	議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。	
事務局	議案第79号について朗読する。(別紙議案書のとおり)	
議長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。	
23番	第1項について報告いたします。 譲受人の方は市内南に在住する53歳の農家の男性です。家族3名で田畑合わせて19,000㎡ほど耕作しております。主に水稻でございます。渡人の方は市内小高在住の57歳の男性です。申請事由は受人の方の規模拡大と農業経営の安定でございます。それと渡人の方の農業経営の規模の縮小であります。お二人は近い親戚であり、贈与による所有権移転ですが、特に問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。	
議長	何ら問題ないという調査報告ございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ご	

		ざいせんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 2	長 3 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 第2項について報告いたします。 譲受人の方は市内南に在住する69歳の農業の男性です。田、10,500㎡、畑、500㎡を耕作しております。主に水稻でございます。譲渡人の方は千葉県八千代市に在住する77歳の無職の男性です。以前は同じ南に住んでおりまして、お二人は近い親戚関係であります。申請事由は受人の方の規模拡大と渡人の方が高齢になってきたので、この際親戚である受人の方に譲ろうということになったそうです。これも問題ないものと見てまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議のほうをお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決をいたします。
議 2	長 3 番	次に、3項、4項については関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。 第3項と4項の調査報告をいたします。 3項について譲受人の方は東京都文京区に住所のある68歳の男性です。田、4反5畝、畑、4反5畝ほど所有しております。週に5日から6日、実家である南に帰りまして、93歳になられる母親を見ながら南に滞在するとのことでした。農地のほとんどは貸したり作業委託をしておりますが、ご自分でも見回っているとのことです。この土地は自宅の地続きとなり、今後耕作しやすくなるようにとのことでした。渡人の方は南に住む61歳の男性です。問題ないものと見てまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。 続きまして、第4項ですが、譲受人の方は南に在住する61歳の男性です。田畑合わせて12,000㎡ほど耕作しております。渡人の方は3項と同じ東京都文京区に住所のある男性です。申請事由は受人の方の農作業や経営の効率化を図りたいということでありまして、これは交換と思っていたんですが、お互いに贈与による所有権移転だそうでございます。問題ないものと見てまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議 全 議	長 員 長	問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、3項、4項を原案どおり可決いたします。
議 1	長 5 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 5項につきまして調査報告します。

議 譲受人は市内小貫在住の31歳の農業の男性でございます。渡人は市内小貫在住の
1 82歳の農業の男性でございます。受人ととの関係は祖父、孫の関係でございます。
5 渡人は田畑合わせて12,867㎡ほど耕作しており、主に施設野菜を中心に営農
議 しております。申請理由は高齢なため農業経営を孫に譲るということございま
全 す。贈与による所有権移転ございまして、調査の結果、何の問題もなく許可相当
議 と見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

長 確認します。今の経営状況は渡人でなく受人の経営状況ですね。
1 5 番 はい。
議 長 それでは、皆さん、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、原案どおり可決決定をいたします。

長 次に、6項から8項につきまして関連がありますので、一括審議といたします。
1 3 番 調査員より調査の報告を求めます。
議 関連がありますので、6項、7項、8項を一括で報告します。
全 担当委員は6項は私、7項は羽成委員、8項は高塚委員です。3件とも受人は石岡
議 市在住、51歳、建設業兼農業の男性です。担当委員3人で代理人の事務所に行っ
て聞き取り調査を実施しました。受人は現在小美玉市で30a、サツマイモと野菜
を友人に農機具を借りて作付しているそうです。6項の渡人は市内谷島在住、30
歳、会社員兼農業の男性です。7項は市内浜在住、70歳、無職の男性です。8項
は市内玉造甲在住、84歳、無職の男性です。申請理由は記載のとおりで、6項は
所有権移転、7項、8項は賃貸借で申請されたものです。現在作付されていないと
ころも今後はサツマイモなどを耕作し、きれいにつくるとのことでした。問題ない
ものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

長 それでは、3件の調査報告ご苦労さまでございました。皆さんにご審議をお願い申
全 員 上げます。ご異議ございませんか。
議 長 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認め、6項から8項を原案どおり可決いたします。

長 次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。
2 3 番 第9項について報告いたします。
議 譲受人の方は市内橋門に在住する68歳の専業農家の男性です。田畑合わせて9,
500㎡ほど耕作しており、主に水稲と施設園芸でございます。渡人の方は市内小
高在住の55歳の男性です。申請事由は受人の方の田んぼの隣になりまして、受
人の方の規模拡大と耕作しやすくするためのこととあります。場所は小高干拓地内
にあります。問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願
いたします。

長 問題ないものとの調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ござ
全 員 いませんか。
議 員 異議なし。(全員一致)

議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 2	長 2 番	次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。 第10項の調査報告をいたします。 譲受人は市内岡在住の71歳の農業の男性の方で、夫婦で約25,000㎡ほど田畑を耕作しております。譲渡人は水戸市在住の70代の男性の方で、申請事由は記載のとおり渡人が管理ができないために受人が買い受けて農地として利用するというので、区分は売買による所有権の移転になります。所有者は水戸市に住んでいるため管理ができないので、受人が買い受けて農地として利用したいということがあります。年間従事日数、獲得後の面積等何ら問題なく、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議よろしくお願いをいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 1	長 4 番	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。 第11項の調査報告をいたします。 受人は中根在住の66歳、農業の男性です。家族4人と研修生もおおり、水田には米、レンコン、畑にはサツマイモ、ゴボウと作付をしております。渡人は88歳の男性で、2人は同居の親子です。今回の申請理由は受人が農業者年金受給のために使用貸借権の再設定ということだそうです。田畑の面積は26,592㎡となります。何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、皆様のご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議 1	長 番	次に、12項の調査員より調査の報告を求めます。 第12項の調査報告をいたします。 譲受人の年齢は44歳、根小屋在住の兼業農家の方です。田畑合わせて126a営農しております。内容については主に水稻になります。譲渡人の年齢は63歳、根小屋在住の男性の方で、受入とは親子関係になります。申請事由については記載のとおり農業経営を息子に移譲するためです。区分については贈与による所有権移転で申請されました。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いをいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告ございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

議	長	次に、13項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	<p>それでは、ご説明を申し上げます。</p> <p>譲受人は於下在住の男性の方でございます。渡人は埼玉県の方でございます。譲渡人はもともと地元に住所を置きまして地区内の地主の方でございます。農地解放によって大半の土地をなくしまして、途中から勤めになりまして、同族会社の役員を最後に定年退職されて現在熊谷に住んでおります。今回もう高齢になったので、今までお世話になった地元の小作の方に恩返しをしたいということで土地を譲り渡したいというお話でございます。そういう話の中から小作の人が譲り受けることになったそうでございます。この件はこの次の宮崎さんの案件の地主さんと全く同じなんですけれども、そういうことでございます。受人は定年退職後、水稻を中心に農業をやっております。この受ける当時は長期にわたり小作地として利用しておりました。屋敷続きの土地でございます、少しの面積でございます。受けることに何ら問題はなく、許可相当であると思っております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議	長	許可相当であろうという調査報告でございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、14項の調査員より調査の報告を求めます。
2	3番	<p>第14項について報告いたします。</p> <p>譲受人の方は市内橋門に在住する72歳の専業農家の男性です。田畑合わせて78,000㎡ほど家族と研修生4名の方がいらっしゃいます。主に水稻、エシヤレットを栽培しております。譲渡人の方は今高野委員さんより詳しくご説明があった埼玉県熊谷市の方と同じ人物でございます。申請理由は受人の農業の規模拡大と経営の安定を図るということです。特に問題ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	特に問題ないものとの調査報告でございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
議	長	次に、15項の調査員より調査の報告を求めます。
2	3番	<p>第15項について報告をいたします。</p> <p>譲受人の方は市内橋門に在住の80歳の男性です。田畑合わせて13,500㎡ほどを耕作しております。主に水稻でございます。譲渡人の方は新潟県新潟市に在住されておる66歳の男性です。申請理由は受人の方の規模拡大と渡人がもう行方市には戻らないということで今回の話になったようでございます。調査の結果、問題ないものと見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。</p>

議 全 議	長 員 長	<p>それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、原案どおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、16項、17項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。</p> <p>調査員より調査の報告を求めます。</p>
2	番	<p>第16項、17項について関連がありますので、一括報告いたします。</p> <p>譲受人は16、17項ともに市内荒宿在住の67歳の男性で、農業の方です。137aを営農し、主に水稻、露地野菜になります。譲渡人は16項は市内井上在住の50歳の会社員の男性で、17項は同じく市内井上在住の54歳の地方公務員の男性です。申請事由は16、17項ともに農業経営の規模拡大のためであり、区分についても売買による所有権の移転で申請されたものです。許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、16項、17項を原案どおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、18項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
1	3番	<p>18項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は市内捻木在住40歳、農業の男性です。両親と3人で水稻、露地野菜を70、214㎡を耕作しています。譲渡人は同居、67歳の農業の父親です。経営安定を図りたく後継者に贈与することになったもので、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>問題ないものとの調査報告でございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、原案どおり可決いたします。</p>
議	長	<p>次に、19項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
6	番	<p>第19項の調査報告をします。</p> <p>譲受人は年齢68歳、男性、麻生在住の農家の方です。水稻、露地合わせて13,300㎡耕作しています。譲渡人は年齢69歳、行方市井上在住の無職の方です。申請事由は農業経営の規模拡大し経営の安定を図るためです。区分は売買による所有権移転です。年間の農作業は120日、農機具もそろえており、家から8km、15分程度で何ら問題ないと許可相当と調査しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。
		(議案第80号)
議	長	続きまして、議案第80号に入らせていただきます。 農地法第4条の規定による許可申請に対する送付意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第80号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
2 6 番		4条の案件で、第1項、申請人は麻生玄通に住む54歳、男性、会社員の方です。 地目、畑、賃貸住宅を建てたいという申請で、資金計画書、その他申請に必要な書類全てそろっていて何ら問題なく、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
		(議案第81号)
議	長	続きまして、議案第81号 農地法第5条の規定による許可申請に対する送付意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第81号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1 番		第1項の調査報告をいたします。 借受人は鹿嶋市在住の建材業を営む法人で、代表者は男性の方です。貸人は法定相続人3名の方がおまして、行方市在住の方2名と香取在住の方1名です。申請事由ですが、議案書に記載のとおり事業拡大により砂利採取用地として一時転用の申請です。期間については許可日より3年間になります。場所についての申請地は裏面の現地案内図公図をごらんください。石神地内養源寺付近になります。周囲の状況は隣接農地等についても特に支障もないと思われ、また現在のところ区内からの事業者へ特に苦情等がなく問題ないものと思われ、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告でございます。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議 2	長 5 番	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。 2項の調査について報告いたします。 譲受人は銚田市在住で法人の取締役の83歳の男性です。新商品の開発研究所ということで事務所、工作室、試作実験場、駐車場の用地で、サッカーの練習装置、電気自動車、太陽電池パネルの清掃装置などの研究開発の施設だそうです。渡人は市内山田の74歳の農業の男性です。申請地はこの近くの国道354の馬渡信号を左に曲がって100mくらい行ったところ。一時転用で平成29年1月から平成31年12月までの3年間です。必要書類も添付されており、許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議 6	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 第3項の調査報告をします。 譲受人は年齢35歳、潮来市在住の会社員です。譲渡人は年齢55歳、行方市麻生在住の会社員です。申請事由は現在潮来市のアパートに居住しています。妻の実家が近くにあり、条件のいい土地があり住宅を建築したいとのこと。区分については売買による所有権移転です。場所は箕輪機械店の裏手になります。隣接農地に問題なく、住宅を建築するには関係書類も整っており、特に問題ないと思われ、調査の結果、許可相当と調査しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	許可相当であろうという調査報告でございます。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議 2	長 1 番	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。 第4項の調査報告をします。 譲受人は鹿嶋市に在住する28歳の会社員の男性です。譲渡人は市内繁昌に在住する63歳、パートの女性です。両者の関係につきましては義理の親子でございます。申請理由は記載のとおりで自己住宅建設のための農地転用です。場所については県道繁昌牛堀線沿いの北浦交通の事務所がございますが、その事務所付近です。現地を確認し、また関係書類も整備されており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	関係書類も整い、許可相当であろうという調査報告です。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
議 6	長 番	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。 第5項の調査報告をします。 譲受人は年齢30歳、潮来在住の会社員です。譲渡人は年齢78歳、行方市麻生在住の農家の方です。申請事由は現在行方市で仮住まいしているので、子供が成長とともに手狭になるため、祖父の所有する土地の一部に自己用住宅を建築したいとのことです。場所はJAなめがた本店付近になります。関係書類も整っており、隣接農地にも特に問題ないと調査してきました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 全 議	長 員 長	それでは、皆さん、ご審議のほうをお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。 ここで暫時休憩をとりたいと思います。50分ごろから再開したいと思います。よろしく申し上げます。
		(休憩) 午前10時43分～午前10時53分
議	長	それでは、皆さん、総会のほうを再開いたします。よろしく申し上げます。
議	長	(議案第82号) 続きまして、議案第82号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する送付意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明のほうをお願いいたします。
事 務 局		議案第82号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議 1 3 番	長 番	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。 第1項の報告をします。 借受人は市内谷島在住、建設業の法人代表の男性です。貸人は市内浜在住、会社員兼農業の男性です。土採取搬出入路のため平成25年11月10日から3年間一時転用をしていましたが、山砂が予定搬出数量を下回ったため、期間の変更で申請となったものです。関係書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議をお願いします。
議 全 議	長 員 長	関係書類も整い、問題ないものとの調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。

議	長	次に、2項につきましては、農地部会を開催しておりますので、農地部会長よりご報告を求めます。
1	5番	この案件につきましては11月22日に役員の皆様にもご出席いただきまして農地部会を開催し、審議いたしました。今回の申請は平成15年2月18日に旧玉造町が森林公園として許可を受けたものの事業計画変更です。 次に、許可を受けた面積は205,593㎡で、変更後の面積は20,139㎡となっております。変更後の転用目的は森林公園及び農業体験交流施設です。既に許可を受けている計画区域の航空写真、公図等を確認するとともに、変更後の計画についても確認しました。また、当初計画区域内の農地で山林原野化し、非農地となった土地についても報告を受けました。出席委員全員で現地調査を行い、確認した結果、何の問題もないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	それでは、次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	第2項の調査報告をいたします。 申請内容につきましては、ただいま原農地部会長から報告があったとおりであります。申請書類及び現地調査の結果、許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。
議	長	許可相当であろうという調査報告がございました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、原案どおり許可相当と決定をいたします。
		(議案第83号)
議	長	続きまして、議案第83号 買受適格証明書の発行及び落札後の農地法3条許可処分についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。
事	務	議案第83号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
2	番	1項の調査員より調査の報告を求めます。 第1項について調査報告をいたします。 山野会長、郡司委員、私と3人で本人にお会いし、お話を伺ってまいりました。申請人は年齢53歳、笠間市在住で農業兼会社員の男性で、141aを営農しております。願出要旨は記載のとおりでございます。農業従事日数は180日、申請地までの通作距離は約35km、時間は約40分です。申請人は父親とともに25年の栗栽培の経験があり、毎日通わなくても十分管理ができるので、栗畑をふやしたいとのことでした。資格要件を満たしており、買受適格証明発行に問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項について証明書を交付することに決定といたします。

		それと追ってお諮りをします。本証明書の交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、当該許可の申請書を提出した場合において、本職が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められたときを除き、許可をすることにご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
		(議案第84号)
議	長	議案第84号 現況証明願についての件を議題といたします。 事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局		議案第84号について朗読する。(別紙議案書のとおり)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
1 5	番	1項について調査報告します。 申請人は市内小貫在住の78歳の農業の男性でございます。地目は水田であり114㎡でございます。ヤツダであって山林に囲まれ、水利もなく日照時間も少なく、20数年来耕作しておらず原野化しております。農地に復元するのは難しい状態でございます。非農地証明の発行には何の問題もないと思われれます。なお、申請地は北側一帯が自然公園ふれあいの森になっており、今後公園の一部に活用したいということでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
2 8	番	2項の調査報告をいたします。 申請人の方は市内浜に在住する64歳の農業の男性です。願出要旨は地目変更登記のためであり、区分は非農地証明願を求めているものであります。場所は浜今宿で畑61㎡です。平成元年ごろから倉庫敷地として利用して、車やトラクターなどを収納してまいりましたが、現在は建物は取り壊されており、更地の状態でありました。今回の申請で転用後には農作業の物置を建築したいとのことでした。なお、市の固定資産公課証明書によりますと課税地目は宅地となっており、宅地課税を受けているところです。調査の結果、非農地証明を出すことに許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、証明書を発行することに決定といたします。

議 2	2	長 番	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。 第3項の調査報告をいたします。 申請人は水戸市在住の70代の男性の方で、先ほど3条申請で皆様方にご審議をいただいた渡人と同一人となります。申請目的は地目変更の登記のための非農地証明ということになります。現地は市内岡中央付近で県道繁昌潮来線から約200mほど入ったところになります。現地は見てきましたところ、40年ほど前から耕作しておらず、完全に山林化しており、農地に復元できるような状況ではありません。したがって、非農地証明を発行しても何ら問題ないというように判断いたしました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。
議 全 議		長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議 1	6	長 番	次に、4項、5項につきましては関連がありますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。 4項、5項関連がありますので、一括で説明をいたします。 4項ですけれども、地目変更のための非農地証明ということでございます。単平、丸金と場所はかなり離れておりますけれども、ともに荒地となって地域全体が広く広範囲にわたって荒地でございます。とても足も何も踏み入れことはできません。そういった場所でございます。非農地証明を発行するに当たって何ら問題ないと思っております。 5項の件ですけれども、これも地目変更登記のためということになっておりますけれども、これは屋敷内の土地でありまして、昭和47年の国土調査により地目が宅地から畑になった土地であります。現在は家が建っております、これも変更するに当たって何ら問題ありません。非農地証明を発行していただきたいと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いたします。
議 1	6	長 番 長 員 長	それでは、ちょっと確認します。申請人についてのご説明がなかったんですが、於下、4項、5項、問題、確認大丈夫ですか。於下ということよろしいですか。 於下の●●さんの相続人と伺っておりますので。 はい、わかりました。ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認め、4項、5項は証明書を交付することに決定といたします。
議 1		長 番	続きまして、6項の調査員より調査の報告を求めます。 第6項の調査報告をいたします。 申請人の年齢は61歳、矢幡在住で自営業をしている方です。願出要旨は議案書記載のとおり地目変更登記のためです。区分は非農地証明。現地を確認してきましたが、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と見てきました。また、30年前前から耕作しておらず原野化しているとのことでした。場所については県道繁昌潮来線沿いの矢幡地内マツザキマテリアル株式会社の東側に位置します。証明

		願の発行に問題ないものと調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願 いいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議 1	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。 第7項の調査報告をいたします。 申請人の年齢は78歳、矢幡在住で農業をしている方です。願出要旨は議案書記載 のとおり地目変更登記のためです。区分は非農地証明。現地を確認してきました が、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と見てきました。また、 30年前から耕作しておらず原野化しているとのことです。場所については矢幡地 内裏面の7に添付されている住宅地図公図をごらんください。証明願の発行に問題 ないものと調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議 1	長 番	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。 8項の調査報告をいたします。 申請人の年齢は34歳、矢幡在住の会社員の方です。願出要旨は議案書のとおり地 目変更登記のためです。区分は非農地証明。現地を確認してきましたが、農地に復 元するための物理的な条件整備が著しく困難と見てきました。また、20年前から 耕作しておらず原野化しているとのことです。場所については県道繁昌潮来線沿い の矢幡地内マツザキマテリアル株式会社の東側に位置します。証明願の発行に問題 ないものと調査してまいりましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。
議 1	長 番	次に、9項の調査員より調査の報告を求めます。 第9項の調査報告をいたします。 申請人の年齢は65歳、矢幡在住の農業をしている方です。願出要旨は議案書のと おり地目変更登記のためです。区分は非農地証明で、現地を確認してきましたが、 農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と見てきました。また、40 年前から耕作しておらず原野化しているとのことです。場所については裏面に添付 されている住宅地図のとおり県道繁昌潮来線沿いの矢幡地内宮内工務店の東側に位 置します。証明願の発行に問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よ ろしくお願いいたします。
議	長	報告している間お静かに聞き願いたいと思います。ご審議をお願いいたします。

全 員 議	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、証明書を交付することに決定といたします。</p>
	<p>（議案第85号）</p>
議 長	<p>議案第85号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案第85号について朗読する。</p> <p>資料のNo.1をごらんいただきたいと思います。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。2枚目の農地中間管理事業・総括表のほうでご説明いたします。</p> <p>今回は新規のみの設定で、田、5件、11筆、11,348㎡となっております。</p> <p>次のページから農地中間管理事業一覧ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認願います。</p>
議 全 員 議	<p>それでは、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件は原案どおり決定といたします。</p>
	<p>（議案第86号）</p>
議 長	<p>続きまして、議案第86号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案第86号について朗読する。</p> <p>資料のNo.2をごらんいただきたいと思います。平成28年11月8日付で行方市長より行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計画案にかかわる意見を求められています。</p> <p>計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が11筆、面積が11,348㎡です。詳細につきましては次のページの一覧表でご確認ください。</p> <p>なお、議案第85号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れとなります。</p>
議 全 員	<p>それでは、皆さんにご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p>

議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については原案どおり決定といたします。

(議案第87号)

議 長 続きまして、議案第87号 平成29年度行方市農業施策に関する要望書についての件を議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第87号 平成29年度行方市農業施策に関する要望書について、下記のとおり提案する。平成28年11月25日提出、行方市農業委員長、山野貴司。
資料のNo.3をごらんいただきたいと思います。この件につきましては先月の10月25日農政部会を開催し、委員さんからの意見、要望を取りまとめ、今月の総会に提案したものでございます。内容については農政部会長よりご報告をいただきたいと思っております。

議 長 2 7 番 それでは、田宮農政部会長よりご説明をお願いいたします。
ことしも平成29年度予算編成に当たり、農業委員会として行方市の基幹産業である農業において現場の声を集約した農業施策に関する建議書にかわるものとして要望書を市に提出したいと考えております。

それでは、平成29年度農業施策に関する要望書に基づき説明をいたします。全体の構成につきましては、Ⅰ、農地保全と有効利用対策について、Ⅱ、担い手・経営対策の強化について、Ⅲ、農業委員会組織対策について、Ⅳ、基本農政の確立対策についてということで、4つの項目より構成してあります。

内容につきましては、2ページからとなります。Ⅰ、農地保全と有効利用対策についてということで、1、遊休農地・耕作放棄地の解消対策、これについては農地パトロールの強化の支援ということでお願いする予定でおります。2、優良農地の確保・保全対策、これにつきましては、これから水田の担い手の確保の協議会の設置を市当局に要望していきたいというふうに考えております。3、太陽光発電施設の設置の規制をお願いする内容ということになっております。

Ⅱ、担い手・経営政策の強化についてということで、後継者育成、新規就農者に対する支援及び認定農業者制度・経営改善に対する支援、6次産業化の推進、また小規模農家に対する支援もお願いする内容となっております。

Ⅲ、農業委員会組織対策ということで、法律改正に伴う農業委員会の新制度に対応した農業委員会体制の整備をお願いする内容です。

Ⅳ、基本農政の確立対策ということで、1、鳥獣害対策の強化、地産地消や食育等の推進、都市と農村との交流を通じた地域農産物のPR事業の拡大をお願いする内容です。

以上、平成29年度要望書のポイントについて説明をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいま田宮農政部会長から説明を受けました要望書につきましては農政部会を中心に検討を重ねた結果でございます。それでは、皆さんにご審議をお願い

全 員 員 員 いたします。ご異議ございませんか。
 議 員 異議なし。(全員一致)
 長 異議なしと認め、平成29年度行方市農業施策に関する要望書については原案どお
 り決定いたします。
 2 8 番 農政部会の要望書なんですが、ちょっと細かいことなんで、文言を訂正した方が、
 2ページ目の担い手の(1)上から4行目、括弧で税金上の優遇でなくて税制上と
 言うんでないのかな。税金上って余り聞いたことがないけれども、細かいことす
 みません。
 議 長 ありがとうございます。事務局のほうでちょっと。
 事 務 局 ありがとうございます。確かに税制上のほうが文面的には合っていると思いま
 すので、部会長さん、いかがでしょうか。
 2 7 番 訂正してください。
 事 務 局 部会長さんのほうも了解いただきましたので、税制上ということで訂正させていた
 だきます。よろしくをお願いします。
 議 長 それでは、要望書の内容をちょっと修正をさせていただいて提出したいと思いま
 す。
 1 9 番 申しわけないです。第1ページのここはこのように出すんですか。これをやったと
 きには米国大統領がトランプ氏になるということは想定外ですから、来年の1月に
 皆さんご存じのように大統領就任で第一声がTPP離脱と、これは明言されていま
 す。ということになると4項目あたりは政府のTPP交渉の大筋を合意云々の文言
 が少し意味が変わってくるんじゃないかなと思うんですけれども、これで市長さん
 に出される予定なんですか。嫌味っぽくて申しわけないんですけれども、いかな
 なものでしょうかね。
 事 務 局 まず、部会長さんなり、あとは会長なりのご意見があるかと思えます。まず事務
 局のご意見を先に申し上げさせていただきますと、TPPに関しましては日本の国
 会においては採決されたということで、政府内での合意は受けたというふうに感
 じております。ただ、世界的に見た場合に、赤塚委員さんがおっしゃったのは、ほ
 か
 の国は承認の方向ですが、アメリカだけが承認しないよと。非公式の声明だと思
 う
 んですけれども、まだトランプ大統領が就任してない中のお話だということで、現
 在のオバマ大統領は承認の方向でということですので、その辺の文言がちょっと合
 わないんじゃないのかなという指摘なんだろうと思えます。何ともどうしていい
 かわかりませんが、部会長様にマイクのほうを引き継ぎます。
 2 7 番 これはまだトランプ大統領は就任しておりませんし、現政権に対すると
 ころでTPP交渉は大筋合意をしているということが前提であると思えます。それによ
 って
 来た年度はそれに付随して、要望の内容も変わってくるかと思えますが、大筋今現
 状のまま、このままで要望していきたいというふうに考えております。
 議 長 ありがとうございます。私のほうもいろいろこれまとめさせていただいた責任者
 とい
 うことで、今農政部会長からお話あったように、大筋合意を受けた現時点ではこ
 の
 内容で出ささせていただいて、来年度いろいろ見直す点ができただけの場合には
 そ
 ういうのもここに入れながらやっていきたいというふうに考えておりますので、現時
 点
 で

1 9 議	はこれでできればよろしくお願ひしたいと思います。
全 議	<p data-bbox="320 264 671 297">番 長 ありがとうございます。</p> <p data-bbox="320 309 1398 387">それでは、ご審議をお願いしますということで、再度ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p data-bbox="320 398 671 432">員 異議なし。(全員一致)</p> <p data-bbox="320 443 1417 521">長 異議なしと認め、平成29年度行方市農業施策に関する要望書については原案どおり決定とさせていただきます。ありがとうございます。</p>
議	<p data-bbox="533 577 1166 611">(報告第60号) (報告第61号) (報告第62号)</p> <p data-bbox="533 622 1166 656">(報告第63号) (報告第64号) (報告第65号)</p> <p data-bbox="320 674 1425 976">長 次に、報告案件に入らせていただきます。報告第60号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出書の受理について、報告第61号 制限除外の移動届の受理について、報告第62号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第64号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第65号 農業委員活動状況について、以上報告案件については一括事務局よりご説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p data-bbox="320 1032 1086 1066">報告第60号について朗読する。(別紙議案書のとおり)</p> <p data-bbox="320 1077 1086 1111">報告第61号について朗読する。(別紙議案書のとおり)</p> <p data-bbox="320 1167 778 1200">報告第62号について朗読する。</p> <p data-bbox="320 1211 1310 1245">資料No.4の農地所有適格法人要件確認書をごらんいただきたいと思います。</p> <p data-bbox="320 1256 1425 1379">農地所有適格法人は毎事業年度の終了後3カ月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっております。今回は10月11日から11月10日までの報告書提出分を報告いたします。</p> <p data-bbox="320 1391 1425 1827">農地所有適格法人は4つの要件を満たす必要があります。1つ目は、法人形態要件で会社形態でなければなりません。2つ目は、事業要件で主たる事業が農業であることで、農業と関連事業が売上高の過半でなければなりません。3つ目は、構成員要件で1の農地提供者、2の農業常時従事者、3農地保有合理化法人、4市町村・農協等の農業関係者で総議決権の2分の1以上あり、農業関係者以外の構成員の総議決権は2分の1未満でなければなりません。4つ目は役員要件で業務執行役員の過半の者が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員または重要な使用人のうち1人以上が60日以上農作業に従事しなければなりません。今回上がってきました農地所有適格法人は、この4つの要件をクリアしておりますことを報告いたします。</p> <p data-bbox="320 1839 1086 1872">報告第63号について朗読する。(別紙議案書のとおり)</p> <p data-bbox="320 1883 1086 1917">報告第64号について朗読する。(別紙議案書のとおり)</p> <p data-bbox="320 1928 1086 1962">報告第65号について朗読する。(別紙議案書のとおり)</p>

議
全
議

長 それでは、報告案件について質疑を求めたいと思います。ご異議ございませんか。
員 異議なし。(全員一致)
長 異議なしと認めます。

(閉会宣告) 午前11時32分

議

長 これにて本総会に付議されました案件の議案は全て終了しました。よって、第11回総会を閉会といたします。本日は大変ご苦勞さまでした。